

## ウクライナへの現金の持ち込み及びウクライナからの現金の持ち出しについて

令和3年2月1日現在

※手続きや規則等に関する最新の情報は駐日ウクライナ大使館(03-5474-9770)やウクライナ政府の担当部局であるウクライナ国家財政庁等にご確認ください。

- 1 ウクライナの公式為替レートで現金 10,000 ユーロ相当額以上をウクライナ国内に持ち込む場合、及び、同額以上をウクライナ国外に持ち出す場合、申告義務があります。
- 2 出入国の際、税関に①申告書、②銀行発行の明細書(現金が申告者のものであることを証明する、発行後 90 日以内のもの。ウクライナ語、ロシア語、英語推奨、日本語は対応困難。)、③身分証(パスポート)を提出する必要があります。
- 3 申告書は、出入国時に税関から入手するか、事前に[ダウンロード](#)(2019年2月27日改訂版)できますが、最新の申告書の書式等は、ウクライナ当局にご確認ください。

(ご参考)

[ウクライナ国家財政庁](#)(State Fiscal Service of Ukraine)(ウクライナ語)